

## 第 20 号様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に 1 通を提出してください。
- (3) 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を、同条第 1 項第 4 号の 5 イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第 1 項第 4 号の 5 イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
金額の単位区分のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
「法人番号」	法人番号（13 桁）を記載します。
「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 二に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第 45 条の 5 において準用する政令第 6 条の 25 第 1 号に定める額
「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書別表 1 の 10 欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、( ) 内には、使途秘匿金の支出の額の 40 %相当額（別表 1 の 10 の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除戻戻税額（別表 1 の 5 の欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表 1 の 7 の欄の金額）の合計欄を記載します。 （連結法人及び連結法人であった法人、並びに市町村内に恒久施設を有する外国法人は、記載しないでください。）
「2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個人貴族法人税額及びその法人税割額（⑤/②×③）⑥」	(1) 2 以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に③の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第 22 号の様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。 (ロ) この金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 （税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。「課税標

	準」の欄の金額は、第 22 号の 2 様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の数額と一致します。)
「⑱のうち見込納付額⑳」	法人税法第 75 条の 2 第 1 項 (同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。) の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第 81 条の 24 第 1 項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人 (当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 (連結申告法人に限ります。)) を含みます。) が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。
「還付請求額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑭の欄又は⑳の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。
「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」	2 以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第 1 号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑭の欄に記載した金額と同額になります。

### 御代田町法人町民税の均等割及び法人税割の税率

均等割の税額 (平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から)	
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第 294 条第 7 項に規定する公益法人等のうち、法第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人 (非営利型法人 (法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)) に該当するものを除く。) 及び一般財団法人 (非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法 (平成 7 年法律第 105 号) に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの (アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額 (法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。) を有する法人 (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第 4 項において同じ。) で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が 50 人以下のもの	年額 5 万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	年額 12 万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	年額 13 万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	年額 15 万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	年額 16 万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	年額 40 万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	年額 41 万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	年額 175 万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	年額 300 万円

※ 「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合は、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」とする。

法人税割の税率	
令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分から ※ 経過措置により、令和元年 10 月 1 日以降に開始する最初の事業年度又は連結事業年度の予定申告に係る法人税割額は、次のとおり計算した額となります。 予定申告法人税割額 = 前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数 (参考) 通常の計算式 = 前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数	7.2/100
平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分から	10.9/100
上記より前の事業年度分	13.5/100

